

地域密着型サービス・施設サービスの助言・よくある質問

令和6年3月19日現在

No.	サービス種類	基準	項目	豊中市の見解
1	共通	その他	事業所のFAX、メールアドレス	市から必要な情報提供をするため、メールアドレスの取得を推奨する。 研修の案内などの一部の情報提供は、メールとFAXで案内する場合がありますため、FAXを取得することが望ましい。
2	共通	その他	常勤、非常勤の扱いについて	・正規、非正規などの雇用形態に関わらず、事業所における常勤が勤務すべき勤務時間数を満たす職員は、当該事業所における「常勤」職員として取り扱う。 ・同一法人の運営する複数事業所において勤務する常勤職員にあつては、それぞれの事業所での勤務時間が「常勤が勤務すべき時間数」に達していない場合は、非常勤職員としてそれぞれの事業所で取り扱う。 ・尚、事業所における常勤が勤務すべき時間数は、事業所ごとに設定できるが、32時間/週を下回る場合は32時間を基本とする。
3	共通	その他	兼務について	・ひとつの事業所で、ふたつ以上の職種で勤務する場合は兼務。 ・同一所在地にある異なる事業所で勤務する場合は兼務ではなく、それぞれの事業所で非常勤専従となる。
4	共通	その他	事業所で調理する場合について	事業所開設までに保健所で注意や留意点等の指導、説明を受けること。
5	地域密着型通所介護	設備基準	循環式の入浴設備基準について	1年に1回以上レジオネラ菌の定期的な検査を行い、保健所及び当課へ報告すること。
6	認知症対応型共同生活介護	人員基準	管理者の要件について	管理者は、介護支援専門員や生活相談員のみ業務ではなく3年以上介護職員として認知症である者の介護に従事した経験を有する必要がある。
7	認知症対応型共同生活介護	人員基準	計画作成担当者の勤務時間について	複数ユニットを持っていても合計の勤務時間が64時間/月あればよい。
8	認知症対応型共同生活介護	人員基準	計画作成担当者の兼務について	管理者が、計画作成担当者を兼務し複数ユニットを持つことも差支えないが、管理者が退職した場合には資格者がいなくなれば人員欠如にあたる。
9	小規模多機能型居宅介護	人員基準	介護支援専門員の勤務について	介護支援専門員が非常勤の場合は、64時間/月の勤務の場合改善は求めないが、介護支援専門員として32時間/月以上勤務するのが望ましい。
10	介護老人福祉施設	人員基準	介護支援専門員の勤務について	介護支援専門員が他業務を兼務する場合でも、兼務する業務に係る常勤換算上も介護支援専門員の業務として算入することができるため、勤務形態一覧表の勤務を分ける必要はない。